

給水装置工事申請（新規・改造等）に伴う令和7年6月1日以降
の変更事項について（重要）

令和7年6月1日から下記3点が変更となりますので、ご留意下さい。
なお、6月1日適用以前においても自主的に変更をご検討下さい。
詳しくは、上下水道課へお問い合わせ下さい。

記

1. メーターボックス・伸縮止水栓について自費購入に変更。
（購入品は、現在町が支給しているものとし、申請書に仕様が分かるよう記載すること。）
 - ① メーターボックス（耐寒蓋仕様、御嵩町章入り）
MB-13SH、MB-20SH、MB-25SH
MB-40SA×310
 - ② 伸縮止水栓 13×A、20×A、25×A 蝶ハンドル
40×A 丸ハンドル
2. メーター二次側（宅内側）に自費で単式逆止弁を設置すること。
3. メーターボックスは、メーター口径の一つ上のサイズのものを使用し、土留め板を設置すること。

メーター口径	樹脂製ボックス	鋳鉄製ボックス
13mm	20mm用	20mm用
20mm	25mm用	25mm用
25mm	40mm用	40mm用

※40mm、50mmについては、別途協議による。

※以上3点の変更については、令和7年6月1日以降の給水装置工事申請（新規・改造等）から適用します。

なお、費用はすべて申請者の負担となります。